

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年(2022年)4月12日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度構築に向けた調査検討・トライアル事業

(2) 業務の目的

欧米の富裕層を中心に需要があり、アクティビティ、自然及び異文化体験で構成されるアドベンチャートラベル(AT)は、世界全体で70兆円を超える市場を有するとされている。道としては、2021年9月に開催された「アドベンチャートラベル・ワールドサミット(ATWS)・バーチャル北海道/日本」及び2023年の北海道開催が決定しているATWSを契機に、ATが本道観光の主要な柱の一つとなるよう、各種取組を進めている。

ATにおいては、アウトドアアクティビティのみならず、様々な顧客ニーズに対応した魅力的なツアーを実施できるハイレベルなガイドの育成が必要であるため、道では、北海道観光審議会に設置したアドベンチャートラベル部会において、「アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度(以下、「ATガイド制度」)」の構築に向けて議論を行い、2022年2月に、同審議会より「アドベンチャートラベルに対応した「新しいガイド制度のあり方」中間とりまとめ(案)」の報告を受けた。

本事業においては、同中間とりまとめに基づき、「ATガイド制度」の構築に向けた調査検討及びトライアルを行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

- ① 全体スケジュールの作成
- ② ワーキンググループ(WG)による検討
- ③ アウトドアアクティビティ分野の拡大
 - ・新たに対象とする分野の選定、民間資格との連携・調整等
- ④ アウトドアガイド能力向上
 - ・ガイド経験時間の基準設定、バッジ制度の構築
- ⑤ スルーガイドの認定制度検討
 - ・他資格との連携・調整、ガイド経験時間の基準設定及びバッジ制度の構築
- ⑥ トライアルの実施
 - ・実施時期・実施内容の検討及び実施
- ⑦ 資格価値の向上
 - ・ATガイド制度認定者への優遇措置及び資格価値の向上方法の検討
- ⑧ アドベンチャートラベルガイドスタンダード(ATGS)の翻訳
- ⑨ 報告書作成

業務内容詳細は、企画提案指示書による。

(4) 履行期限（契約期間）

契約締結日から令和5年3月10日（金）までの期間

(5) 納入場所（履行場所）

北海道経済部観光局観光振興課（AT調整）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
- ② 原則として、過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ⑤ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ⑥ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 本店及び事業所が所在する都道府県の税
 - イ 消費税及び地方消費税
- ⑦ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ⑧ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

① 提出期限

令和4年4月19日（火）午後5時00分（必着）

② 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

③ 提出場所

北海道経済部観光局観光振興課（AT調整）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 説明書の交付に関する事項

プロポーザルに関する説明書等（企画提案指示書、企画提案型プロポーザル参加表明書、企画提案書様式）は、次により交付する。

(1) 交付期間

令和4年4月12日（火）から4月19日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

北海道経済部観光局観光振興課（A T調整）

(3) その他（ホームページによるダウンロード）

説明書等は北海道庁（経済部観光局観光振興課）ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和4年4月22日（金）午後5時00分（必着）

(2) 提出場所

北海道経済部観光局観光振興課（A T調整）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称

北海道経済部観光局観光振興課（A T調整）

(2) 所在地

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 連絡先

電 話 011-206-6944（直通）

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) その他詳細は、企画提案指示書による。